

「人・環境と物質をつなぐイノベーション創出ダイナミック・アライアンス」  
事業本部規程

(趣旨)

第1条 北海道大学電子科学研究所、東北大学多元物質科学研究所、東京工業大学科学技術創成研究院化学生命科学研究所、大阪大学産業科学研究所及び九州大学先導物質化学研究所（以下、「5研究所」という。）は、「物質・デバイス領域共同研究拠点」を推進するための「人・環境と物質をつなぐイノベーション創出ダイナミック・アライアンス」（以下、「アライアンス」という。）事業の共通の事項を円滑に管理運営等するために必要な事項を定める。

(事業本部の設置)

第2条 アライアンス事業の共通事項の管理運営等を円滑に推進するため、大阪大学産業科学研究所にアライアンス事業本部を置く。

(事業本部長)

第3条 事業本部に、事業本部長を置く。

2 事業本部長は、大阪大学産業科学研究所長をもって充てる。

(アライアンス運営委員会)

第4条 事業本部に、アライアンス事業の管理運営等の基本方針に関する事項を審議するため、アライアンス運営委員会を置く。

2 アライアンス運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(コア連携センター)

第5条 事業本部に、アライアンス事業の企画立案及び円滑な管理運営等のために、コア連携センターを置く。

2 コア連携センターの組織及び運営については、別に定める。

(事務)

第6条 事業本部に関する事務は大阪大学産業科学研究所において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、事業本部に關す必要な事項は、アライアンス運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。